

応募物件の要件

次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 現況において居住可能な状態のもので、屋根、外壁、土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
2. 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行もしくは競売又は滞納処分がされていないこと。

借上げに関する内容・要件

1. 借上げ期間は10年を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。
2. 借上げ料は、改修費用に応じて20,000円～25,000円の範囲で決定します。
3. 借上げ料以外は、敷金、権利金等名目のいかなを問わずお支払いしません。
4. 借上げた空き家等について改修が必要な場合は、450万円を限度に八峰町が改修を行います。
5. 改修については、改修の内容を所有者と協議の上行います。
6. 借上げ期間内の入居管理は町が行います。

応募方法

「空き家提供申込書」に必要書類を添えて、企画財政課へ提出してください。

※申込用紙は企画財政課窓口に備え付けてあります。

(ホームページからもダウンロード可能です。)

応募締切り

平成27年5月29日(金) 午後5時まで

選考・採用について

応募された建物については、現地調査等による審査・選考を行います。

(採用戸数については、2戸を予定しています。)

採用・不採用の決定は、6月下旬に文書で結果を通知します。

詳細、不明な点については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

八峰町企画財政課

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地

電話：0185-76-4603 (受付時間 平日 午前9時～午後5時)

FAX：0185-76-2111

Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp



あなたの空き家を貸してください!

10年間、月額 **最大25,000円** の家賃収入が入ります!

八峰町では、移住定住施策の一環として、町内にある空き家を町がお借りし、必要ならリフォームを行い、本町への移住をお考えの方に生活を体験してもらう「お試し住宅」として活用する事業を実施します。

空き家募集
(所有者)

空き家借上げ
(役場)

空き家改修
(役場)

空き家貸出
(移住希望者)

「お試し住宅」とは

八峰町への移住をお考えの方に一定期間滞在してもらい、本町での生活の体験や、本町への移住のための就職活動、住居探しの拠点として利用してもらうための施設です。

町に空き家を貸すメリット

1. 空き家が450万円以内でリニューアルされます。
2. 契約期間内は家賃収入があるので、固定資産税などの支出に充てることができます。
3. 契約期間内は空き家の所有者にかわって、町が入居管理等を行います。

応募者の要件

次のすべての要件を満たす方が応募できます。

1. 空き家及びその敷地の両方を所有していること。
 - ※1 共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。
 - ※2 登記上の所有者が既に死亡している場合は、権利者全員の承諾書が必要です。
2. 町税、使用料等の滞納が無いこと。
3. 破産手続開始の申立て等がされていないこと。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

【応募方法等については9ページをご確認ください】